

令和5年度 第1回 小山町総合教育会議 次第

日時 令和5年11月6日(月) 10:30～

場所 小山町役場 2階 大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 会議事項

(1) 中学校部活動指導の地域移行について

(2) 町立学習塾の開設について

(3) 連携型中高一貫校への取組みについて

(4) 小山町長の権限に属する事務の補助執行の見直しについて

5 その他

6 閉 会

(1)中学校部活動指導の地域移行について

1 概要 ー 指針 ー

令和2年に国から「令和5年度以降休日の部活動の段階的な地域移行を図る」とした方針が示されました。さらに令和4年にはより具体的な方向性が示されました。

学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン スポーツ庁・文化庁（抜粋）

学校部活動

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

新たな地域クラブ活動

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの成
美、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に
適したプログラムの確保
- 困窮家庭への支援

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、
更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制な
ど、段階的な体制の整備を進める。地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の
導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 令和5年度から7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に
取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

大会等の在り方の見直し

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保

課題への対応

- 新たなスポーツ・文化芸術環境
- スポーツ団体・文化芸術団体等、指導者
- 活動場所
- 大会
- 会費や保険
- 学習指導要領等
- 移動手段

2 合同部活動の拡大

R5年度後期（8月～3月）小山町内各中学校の現状

区 分		小山中	北郷中	須走中	備 考
バレーボール	男子			○	
	女子	○	○	○	
バスケットボール	男子	○			
	女子	○	○	○	※北郷中と小山中が合同で公式戦参加
卓球	男子	○		○	
	女子		○	○	
テニス	男子	○	○		
	女子	○	○		
サッカー			○		合同部活動
野球			○		合同部活動
剣道		○			※3年生のみ
陸上部		○	○	○	※特別部活（駅伝含む）
文化部（吹奏楽部）		○			令和6年度から合同部活動に移行予定
文化部（美術文化部）		○			
文化部（総合文化部）			○	○	外部での活動

○ 現在の合同部活動

- ・ 野球部（現在9人：北郷中8人、小山中1人）
- ・ サッカー部（現在20人：北郷中16人、須走中4人）

○ 小山中学校を拠点として吹奏楽部を合同部活動に

- ・ 中学1, 2年生への募集開始、小学校への周知 → R6年4月から活動
- ・ 楽器は須走中から借用できるものは借りる。
- ・ 休日は拠点校で合同練習をし、平日は自宅で練習を行うか自校の部活動で活動する。
- ・ 部費について、現状の部活動費が各中学において統一されておらず、各地域の団体等からの支援もまちまちである。

○ 今後の合同部活動の拡大 — 今後の様子を見ながら

- ・ 課題 — 引率・連絡体制

人数が揃わず相手チームから借りる

ユニフォーム・用具 生徒の移動手段 顧問の負担増

週休日の行事、テスト期間中の練習等→日程の調整

3 部活動の地域移行に向けて

- 部活動の任意加入制

これまで小山町の中学生は全員が部活動に入ることになっていましたが、令和6年4月から中学校での部活動が任意加入制になります。

- 部活動推進協議会「(仮) 小山町立中学校これからの部活動のあり方協議会」

- ・ 小山町が目指す部活動のあり方

将来的には部活動を廃止し、中学生以外の世代も参加する地域クラブへ移行

当面は既存の団体も含め中学生が参加できる活動を増やしていきます。

- 外部指導員の活用 — 部活動アドバイザー

- ・ 3中学校の各部活動顧問に外部指導員の積極的な活用を依頼

- ・ 希望する部活動の競技団体等からの外部コーチの推薦

- 地域クラブ事務局の設立 — 「(仮) NPO 法人 おやま金太郎クラブ」

- 子どもは依然減少傾向にあるなど先行きが不透明なところがあります。参加対象者は中学生を主眼に置きつつ小学生から大人までを対象としたある程度まとまった人数によるクラブを理想とし、またそれを受け入れる基盤を確実なものにしながら、町全体のスポーツ・文化振興に寄与するものとしていきます。

(2) 町立学習塾の開設について

1 町立学習塾の目的

小山町の子育て・教育環境を向上させることで、人口増加を目指す。(転入者↑、転出者↓)

2 町立学習塾(放課後学習室)の実施経緯

○R元年度下期からR3年度まで、町内3箇所を実施(業者委託)

・備品、施設は町が用意し、業者に運営を委託。授業料2000円/月

○参加した生徒、保護者等からの評価は良好であったが、効果が見えにくかったことから、費用対効果を勘案し、R3年度末に終了

3 小山町の子育て支援策(主なもの)

○実施済み

- ・地域子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置
- ・こども園・小中学校の給食費無償化
- ・小山町奨学金返還サポート給付金制度

○検討中

- ・出産祝い金の見直し
- ・ミッション市(カナダ)からの国際交流員(CIR)を活用した英語教育の強化
- ・中学校の部活の見直し(地域移行)
- ・連携型中高一貫校の設立
- ・町立学習塾の開設(再開)

4 町立学習塾再開の検討

(1) 方針(案)

- ・人口増加に転じさせるためには、様々な施策をパッケージで実施していく必要がある。
- ・町立学習塾についても、KPIを設置した上で一部地域で再開し、効果を測定した上で、町内全域に展開していく。

(2) 先進事例(宮城県丸森町の例)

- ・大手学習塾(明光義塾)が受託。教材はAI教材。タブレットを活用
- ・授業料0円(教材費のみ)
- ・KPIは学力調査の平均点を設定。授業の予習と位置づけ、学校と連携
- ・町内の中学生の2割(約60人)が受講中(R5年9月～)

(3) 実施(案)

- ・須走地域でAIを活用した小中学生向けの学習塾を設置(最短でR6年度開始)
- ・KPIの達成状況と費用対効果を測定し、他地域への展開を検討

(3) 連携型中高一貫校の設立について

1 中高一貫教育とは

(1) 意義

6・3・3制の学校体系を基本としながら、現行の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指す。

(2) 形態

区分	中等教育学校	併設型	連携型
設置者	1人(県)	1人(県)	2人(県、町)
課程	前期(3年) 後期(3年)	中学は高校の附属校	教育課程の連携 教員・生徒間の交流
高校入試	なし	なし ※一貫校外からの入学可	あり(簡便な試験) ※連携外校からの入学可 連携外高校への入学可
本県事例	なし	浜松西高校 清水南高校 沼津市立高校	川根高校(川根中、中川根中、本川根中) 浜松湖北高校佐久間分校 (佐久間中、水窪中) 松崎高校(松崎中、西伊豆中)

(3) 連携型一貫校で行われている特色のある取組の例

○中高合同行事

- ・中高交流会
- ・部活動合同練習
- ・ソフトテニス研修大会

○職員研修

- ・全体研修会
- ・授業研修会
- ・出張授業(高校から連携中学校へ)

○その他

- ・生徒会交流
- ・合同学習(西豆学(松崎高校))

2 小山高校の現状

(1) 小山高校の全日制生徒数(各年度5月1日現在)

年度	町内出身者数(人)				生徒数 (人)	町内割合	クラス数/学年
	小山中	須走中	北郷中	計			
H元	130	35	78	243	963	25.2%	7
R5	33	6	24	63	318	19.8%	3

→平成元年度に比べて、町内出身者割合、クラス数が共に減少

(2) 県立高等学校の在り方に係る地域協議会(北駿地区)の開催

ア 地域協議会の意義

- ・県教委「静岡県立高等学校の在り方検討委員会」で策定した基本方針を踏まえて設置された地域協議会
- ・2市1町の首長、教育長、保護者、産業界がメンバー

→**地域協議会の議論の内容を、今年度中に策定する「基本方針」に反映**

イ 検討内容

- ・**人口減少に適応した学校の在り方**
- ・地域活性化の核としての高校魅力化・特色化 等

ウ 開催時期

令和5年度内に2度開催(予定)

3 小山高校と町内中学校との連携型一貫校化の検討

(1) 目的

**小山町の宝である小山高校を存続させるため、
小山高校の魅力をもっと高め、町内外からの入学者を増加させる必要がある。**

(2) 連携型一貫校化で見込まれる効果

- ・6年間を通じた特色あるカリキュラムの編成や、合同部活等を行うことで、町内出身者の小山高校への帰属意識が高まり、町内入学者が増加するのではないか。
- ・小山町と連携して特色のある取組を行うことで小山高校の魅力をもっと高め、町外からの入学者も増加させることができるのではないか。

例：海外姉妹都市(ミッション市(カナダ)、海寧市(中学))との交換留学
ミッション市から受け入れた国際交流員(CIR)を活用した英語教育

(3) スケジュール

- ・令和5年11月16日 町内中学校関係者の先進地(松崎高校)視察
- ・令和5年度中 小山高校と町内中学校関係者の勉強会を立上げ

(4) 小山町長の権限に属する事務の補助執行の見直しについて

1 現状

現在「こども未来課」が所管している事務は全て町長の所管事務であり、小山町の規則に基づいて補助執行をすることとしている。

【次ページの規則第2条(5)～(11)及び(16)】

しかし実際は「こども育成課」からの継続性であったり、これまでの慣例から地方自治法に基づく「補助執行」ではなく「委任」している状況にあり、法令の定めと現実に齟齬が生じている。

2 こども園に関する法律上の建付け

①公立幼保連携型認定こども園は「地方公共団体の長」が設置認可、指導監督等を一体的に所管する。『地方自治法第147条・内閣府公布通知』

②その上で「地方公共団体の教育委員会」も一定の関与が求められ、そのことについては法律により担保されている。『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条』

③小山町では地方自治法の規定に基づき「こども園に関すること」は、教育委員会事務局の職員に補助執行させている。『地方自治法第180条の2・小山町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則』

3 令和6年度以降について

令和4年度当初に「こども育成課」から「こども未来課」を独立した際に、補助執行の意義がなくなることから「こども未来課」を「住民福祉部」などの町長部局に所管することが、法令の趣旨に則った対応であったと考えられる。

したがって一年経過したが、令和6年度当初から「こども未来課」については、町長部局とすることとする。

○小山町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成 23 年 3 月 14 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、小山町長の権限に属する事務の一部を小山町教育委員会事務局の職員(以下「補助執行職員」という。)に補助執行させるため、必要な事項を定める。

(補助執行)

第 2 条 町長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行職員に補助執行させる。

- (1) 教育財産を取得し、及び処分すること。
- (2) 小山町教育委員会(以下「委員会」という。)の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。
- (4) 育英奨学資金に関すること。
- (5) こども園に関すること。
- (6) 児童福祉に関すること。
- (7) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (8) 母子福祉に関すること。
- (9) 子育て支援センターに関すること。
- (10) 放課後児童クラブに関すること。
- (11) 保育ママに関すること。
- (12) 青少年問題協議会に関すること。
- (13) 青少年補導員に関すること。
- (14) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)(NPO 法人)に関すること。
- (15) 男女共同参画に関すること。
- (16) 子ども・子育て会議に関すること。
- (17) 豊門公園に関すること。

(専決)

第 3 条 前条の規定により町長の権限に属する事務を補助執行させる場合において、補助執行職員は、小山町事務決裁規程(平成 17 年小山町訓令第 3 号)の規定を準用して、所管に係る事項を専決することができる。この場合において、「部長」とあるのは、「教育次長」と読み替えるものとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。【以下省略】

【地方自治法】 抜粋

第一百四十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 抜粋

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

1. 幼保連携型認定こども園の法的位置づけについて(公布通知P. 14)

- 幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法とは別に認定こども園法を根拠とし、学校教育と保育双方の水準を保障する規定を整備している。(このため、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正していない。)
- 幼保連携型認定こども園の学校としての法的な位置づけについては、
 - ① 認定こども園法で、幼保連携型認定こども園が教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」であることを明らかにするとともに、
 - ② 法体系全体を通じて、幼稚園と同等の法的位置づけとなるよう、多種多様な法令で設けられている「学校」に係る規制や特例等についても幼保連携型認定こども園には適用することによって担保されている。
- なお、児童福祉施設としての位置付けについては、児童福祉施設の定義規定(児童福祉法第7条第1項)を改正し、幼保連携型認定こども園を追加している。

●認定こども園法(改正後)

第二条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校(第九条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。

(教育及び保育の目標)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

一～六(略)

●児童福祉法

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

3 幼保連携型認定こども園

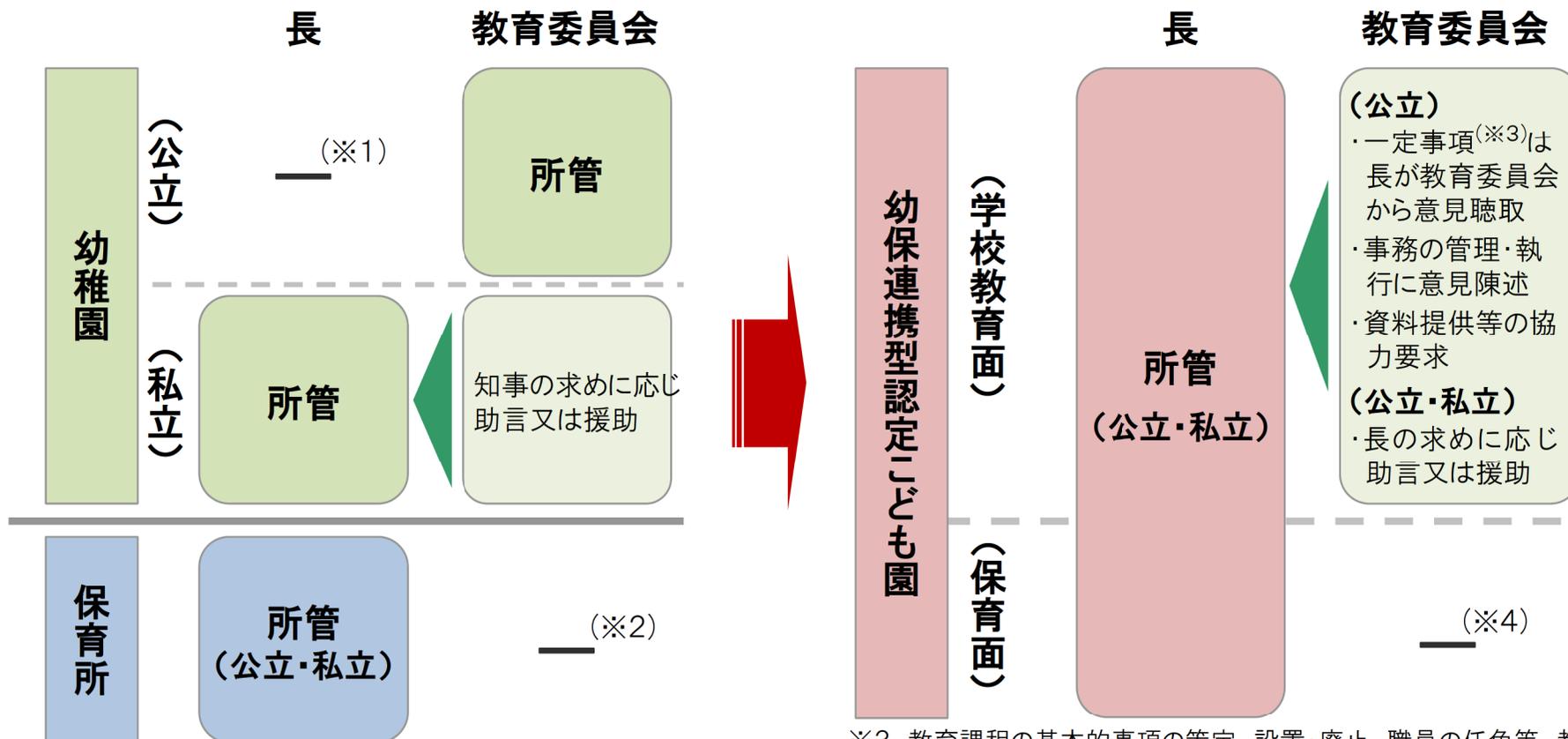
(1) 施設の定義(第2条関係)

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子ども(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこととしたこと。(第2条第7項関係)

なお、幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定の多くが適用できないことから、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正せず、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下単に「認定こども園法」という。)において教育基本法第6条に基づき「法律に定める学校」である旨明らかにしている。

(参考)地方公共団体の長と教育委員会の関係

- 幼保連携型認定こども園は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、地方公共団体を統轄する(地方自治法第147条)立場にある「地方公共団体の長」が設置認可、指導監督等を一体的に所管する。
※ 教育委員会に幼保連携型認定こども園に関する事務を委任し、又は補助執行させることも可能(地方自治法第180条の2)。
- その上で、「地方公共団体の教育委員会」も一定の関与を行うことが求められ(地方教育行政法^(※))、幼稚園教育との整合性や小学校教育との円滑な接続をはじめ、質の高い学校教育の提供を地方公共団体として確保する仕組み。法令上の関与はもとより、長と教育委員会の適切な連携が重要。
※ 関与を求められた教育委員会に置かれる指導主事の職務として、幼保連携型認定こども園の専門的事項の指導も含まれる。



※1 教育委員会から長への委任・補助執行は事務の一部に限られる(地方自治法第180条の7)

※2 長から教育委員会への委任・補助執行は可能(児童福祉法第32条) 11

※3 教育課程の基本的事項の策定、設置・廃止、職員の任免等、教育委員会と密接に関連する事項について、地域の実情や事務負担等にも配慮して「地方公共団体の規則」で定める。

※4 長から教育委員会への委任・補助執行は可能

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正後)

(指導主事その他の職員)

第十九条

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

二 幼保連携型認定こども園に関すること。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

(10)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係

⑦ 今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、公立の幼保連携型認定こども園も含め幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が所管することとした上で、教育委員会が一定の関与を行う仕組みを設けた趣旨を踏まえ、地方公共団体の長におかれては、教育委員会が有する、学校教育に関する専門的知見を活用し、幼保連携型認定こども園における学校教育の質の向上に努めていただきたいこと。